

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 水 曜 日		帳 目		金 額	
		帳 目		金 額	
5	地方交付税	1	地方特例交付金	1,662,000	
		1	地方交付税	167,100,000	
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	532,000	
7	分担金及び負担金	1	分担金	4,870,534	
		2	負担金	253,056	
8	使用料及び手数料	1	使用料	4,617,478	
		2	手数料	8,565,931	
9	国庫支出金	1	国庫負担金	6,017,686	
		2	国庫補助金	2,548,245	
10	財産収入	1	国庫補助金	83,197,500	
		2	国庫補託金	34,900,302	
11	寄付金	1	国庫補託金	45,345,491	
		2	財産運用収入	2,951,707	
12	繰入金	1	財産運用収入	1,972,415	
		2	財産売却収入	616,160	
13	雑収入	1	特別会計繰入金	1,356,255	
		2	基金繰入金	4,200,000	
14	雑収入	1	貸付金元利収入	4,200,000	
		2	受託事業収入	37,694,335	
		3	延滞金、加算金及び過料等	8,219,016	
		4	預金利息	29,475,319	
		5	利子割精算金収入	100,990,167	
		6	雑収入	92,355,520	
15	債権	1	債権	683,840	
		2	農林水産業費	362,225	
		3	労働費	1,449	
		4	衛生費	55,778	
		5	民生費	7,531,355	
		6	議会議費	124,524,700	
		7	総務費	124,524,700	
		8	民生費	711,151,353	
		9	衛生費		
		10	労働費		
		11	民生費		
		12	衛生費		
		13	労働費		
		14	民生費		
		15	衛生費		
		16	労働費		
		17	民生費		
		18	衛生費		
		19	労働費		
		20	民生費		
		21	衛生費		
		22	労働費		
		23	民生費		
		24	衛生費		
		25	労働費		
		26	民生費		
		27	衛生費		
		28	労働費		
		29	民生費		
		30	衛生費		
		31	労働費		
		32	民生費		
		33	衛生費		
		34	労働費		
		35	民生費		
		36	衛生費		
		37	労働費		
		38	民生費		
		39	衛生費		
		40	労働費		
		41	民生費		
		42	衛生費		
		43	労働費		
		44	民生費		
		45	衛生費		
		46	労働費		
		47	民生費		
		48	衛生費		
		49	労働費		
		50	民生費		
		51	衛生費		
		52	労働費		
		53	民生費		
		54	衛生費		
		55	労働費		
		56	民生費		
		57	衛生費		
		58	労働費		
		59	民生費		
		60	衛生費		
		61	労働費		
		62	民生費		
		63	衛生費		
		64	労働費		
		65	民生費		
		66	衛生費		
		67	労働費		
		68	民生費		
		69	衛生費		
		70	労働費		
		71	民生費		
		72	衛生費		
		73	労働費		
		74	民生費		
		75	衛生費		
		76	労働費		
		77	民生費		
		78	衛生費		
		79	労働費		
		80	民生費		
		81	衛生費		
		82	労働費		
		83	民生費		
		84	衛生費		
		85	労働費		
		86	民生費		
		87	衛生費		
		88	労働費		
		89	民生費		
		90	衛生費		
		91	労働費		
		92	民生費		
		93	衛生費		
		94	労働費		
		95	民生費		
		96	衛生費		
		97	労働費		
		98	民生費		
		99	衛生費		
		100	労働費		
		101	民生費		
		102	衛生費		
		103	労働費		
		104	民生費		
		105	衛生費		
		106	労働費		
		107	民生費		
		108	衛生費		
		109	労働費		
		110	民生費		
		111	衛生費		
		112	労働費		
		113	民生費		
		114	衛生費		
		115	労働費		
		116	民生費		
		117	衛生費		
		118	労働費		
		119	民生費		
		120	衛生費		
		121	労働費		
		122	民生費		
		123	衛生費		
		124	労働費		
		125	民生費		
		126	衛生費		
		127	労働費		
		128	民生費		
		129	衛生費		
		130	労働費		
		131	民生費		
		132	衛生費		
		133	労働費		
		134	民生費		
		135	衛生費		
		136	労働費		
		137	民生費		
		138	衛生費		
		139	労働費		
		140	民生費		
		141	衛生費		
		142	労働費		
		143	民生費		
		144	衛生費		
		145	労働費		
		146	民生費		
		147	衛生費		
		148	労働費		
		149	民生費		
		150	衛生費		
		151	労働費		
		152	民生費		
		153	衛生費		
		154	労働費		
		155	民生費		
		156	衛生費		
		157	労働費		
		158	民生費		
		159	衛生費		
		160	労働費		
		161	民生費		
		162	衛生費		
		163	労働費		
		164	民生費		
		165	衛生費		
		166	労働費		
		167	民生費		
		168	衛生費		
		169	労働費		
		170	民生費		
		171	衛生費		
		172	労働費		
		173	民生費		
		174	衛生費		
		175	労働費		
		176	民生費		
		177	衛生費		
		178	労働費		
		179	民生費		
		180	衛生費		
		181	労働費		
		182	民生費		
		183	衛生費		
		184	労働費		
		185	民生費		
		186	衛生費		
		187	労働費		
		188	民生費		
		189	衛生費		
		190	労働費		
		191	民生費		
		192	衛生費		
		193	労働費		
		194	民生費		
		195	衛生費		
		196	労働費		
		197	民生費		
		198	衛生費		
		199	労働費		
		200	民生費		

平成22年3月31日 水曜日

7	工 商 費	5	水 産 業 費	6,922,150
		1	商 業 費	84,407,127
		2	工 業 費	2,291,703
		3	観 光 費	81,251,301
		4	工業用水道費	502,762
8	土 木 費	4	工業用水道費	361,361
		1	管 理 費	89,637,430
		2	道路橋りょう費	8,263,485
		3	河川海岸湾費	33,778,652
		4	都市計画費	17,492,722
		5	都 市 費	8,319,354
		6	住 宅 費	11,883,360
9	警 察 費	6	住 宅 費	9,899,857
		1	警 察 費	40,585,264
		2	警 察 費	37,634,002
10	教 育 費	2	警 察 費	2,951,262
		1	警 察 費	144,492,648
		2	警 察 費	14,592,951
		3	警 察 費	46,345,177
		4	警 察 費	28,115,118
		5	警 察 費	29,591,422
		6	警 察 費	12,637,141
		7	警 察 費	1,893,256
		8	警 察 費	1,025,046
		9	警 察 費	1,030,979
		10	警 察 費	9,261,558
		11	警 察 費	6,200,120
11	災 害 復 旧 費	1	農林水産施設災害復旧費	1,599,316
		2	土木施設災害復旧費	4,440,804
		4	学校施設等災害復旧費	160,000
12	公 債 費	1	公 債 費	104,392,012
		1	公 債 費	104,392,012
13	諸 支 出 金	1	公 債 費	42,850,000
		1	地方消費税清算金	27,250,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が行つた利子補給	平成22年度から 平成42年度まで	(1) 平成22年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,250,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金 は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	787,000
2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が行つた利子補給	平成22年度から 平成42年度まで	(1) 平成22年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金 は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	240,000
3 公害防止施設整備資 金に対する利子補給	平成22年度から 平成30年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、60,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。 (3) 利子補給額は、年3.7%を限度とする融資の総額 は、45,000千円とする。	90,000
4 産業廃棄物処理施設 整備資金に対する利子 補給	平成22年度から 平成30年度まで	(1) 平成22年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金 は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。	12,309,000
5 漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 対する利子補給補助金 及び県が行つた利子補 給	平成22年度から 平成37年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限 度とする額とする。	477,000
6 漁業経営再建資金の 融通に係る利子補給	平成22年度から 平成37年度まで	(1) 平成22年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金 は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。	1,694,000
7 新規就農資金の融通 に係る市町に対する利 子補給補助金	平成22年度から 平成37年度まで	(1) 平成22年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金 は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。	3,000
14 予 備 費	1 予 備 費		200,000
歳 出 合 計			200,000
			711,151,353

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
54 県立岩国工業高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	86,445千円		
55 県立柳井商業高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	115,646千円		
56 県立田布施高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	753,928千円		
57 県立光葉高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	184,972千円		
58 県立下松高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	234,842千円		
59 県立下松工業高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	120,154千円		
60 県立徳山高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	98,662千円		
61 県立防府商業高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	1,196,906千円		
62 県立山口農業高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	163,726千円		
63 県立宇部中央高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	71,653千円		
64 県立宇部工業高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	149,717千円		
65 県立小野田高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	178,864千円		
66 県立高嶺高等学校の年度契約を越えること。工業の年度契約を越えること。	平成22年度から平成23年度まで	100,240千円		

第3表 地 方 債

(単位 千円)

総合調整事業	140,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元平均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものは、条
退職手当給付事業(総務)	2,819,000		ただし、見直し金に利を付して見直し後、当該見直し後、直に	たただしと協議して定める条件による。
老人福祉施設整備事業	175,000			
県立児童福祉施設整備事業	45,000			
特殊公害対策事業	20,800			
職業能力開発校整備事業	6,000			
県営かんがい排水改良事業	26,000			
広域営農団地農道整備事業	784,000			
基幹農道整備事業	186,000			
経営体育成基盤整備事業	509,000			
県営中山間地域総合整備事業	378,000			
県営農村振興総合整備事業	57,000			
ふるさと農道緊急整備事業	82,000			
県営老朽ため池整備事業	280,000			
地すべり対策事業(農林)	506,000			
県営海岸保全施設整備事業	202,000			
渚水防除事業	31,000			
広域基幹林道開設事業	280,000			
ふるさと林道緊急整備事業	68,000			
一般治山事業	665,000			
水源地域緊急整備事業	385,000			
保安林改良事業	127,000			
保全林整備事業	16,000			
林地荒廃防止事業	30,000			

小規模治山事業	27,000	河川災害関連事業	295,000
地域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	10,000	単独河川改修事業	770,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	284,000	自然災害防止事業(河川)	70,000
漁港海岸保全施設整備事業	144,000	河川直轄事業負担金	156,000
地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	129,000	錦川総合開発事業	713,000
水産資源環境整備事業	134,000	深川川総合開発事業	65,000
舗装補修事業	148,000	小規模生活夕々事業	222,000
道路災害防除事業	741,000	堰堤改良事業	27,000
雪害対策事業	4,000	河川総合開発直轄事業負担金	56,000
単独道路舗装事業	497,000	堰堤修繕事業	130,000
単独道路災害防除事業	475,000	高潮対策事業	159,000
単独路側整備事業	310,000	侵食対策事業	19,000
道路改良事業	6,486,000	自然災害防止事業(海岸)	28,000
道路特殊改良事業	4,000	通常砂防事業	1,162,000
過疎地域市町村道代行事業	230,000	災害関連緊急砂防事業	36,000
単独道路改良事業	3,447,000	地すべり対策事業(建設)	165,000
道路直轄事業負担金	7,743,000	災害関連緊急地すべり対策事 業	77,000
交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	380,000	急傾斜地崩壊対策事業	877,000
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	391,000	災害関連緊急急傾斜地崩壊対 策事業	115,000
単独橋りょう補修事業	150,000	砂防災害関連事業	110,000
広域河川改修事業	1,831,000	単独砂防改良事業	36,000
河川再生事業	58,000	自然災害防止事業(砂防)	438,000
周防高潮対策事業	681,000	砂防直轄事業負担金	333,000
河川工作物関連応急対策事業	115,000	港湾改修事業	298,000

(号 外一26)

港湾既存施設有効活用促進事業	22,000
港湾環境整備事業	96,000
港湾直轄事業負担金	1,387,000
単独港湾改修事業	880,000
海岸防災事業	795,000
空港建設事業	119,000
都市計画街路整備事業	1,941,000
単独都市計画街路整備事業	856,000
都市公園整備事業	1,718,000
単独都市公園整備事業	235,000
公営住宅建設事業	1,745,900
柳井警察署建設事業	93,000
駐在所等改築事業	111,000
警察施設耐震化緊急整備事業	499,000
交通事故防止施設総合整備事業	315,000
退職手当給付事業(警察)	1,869,000
校舎改築事業	740,000
大規模改造事業	1,592,000
土地整備事業	146,000
退職手当給付事業(教育)	2,517,000
特別支援学校施設整備事業	561,000
土木過年補助災害復旧事業	231,000
土木過年単独災害復旧事業	134,000
直轄災害復旧事業負担金	2,000

土木現年補助災害復旧事業	1,071,000			
土木現年単独災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	123,000			
県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
臨時財政対策債	65,900,000			
計	124,524,700			

平成22年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ374,282千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
1 歳入	1 他会計繰入金	350
2 繰越金	1 繰越金	100,000
3 諸収入	1 貸付金元利収入	273,932
	計	374,282
1 母子寡婦福祉資金	1 母子寡婦福祉資金	374,282
	計	374,282

平成22年3月31日 水曜日

平成22年度農業改良資金特別会計予算

平成22年度山口県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,767千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	11,521
3	繰越金	1 繰越金	173,651
4	諸収入	1 貸付金元利収入	59,095
		2 雑収入	156
5	県債	1 県債	19,500
		合計	263,767
	款	項	金額
1	農業改良資金	1 農業改良資金	263,767
		合計	263,767

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金	19,500	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。

計

19,500

平成22年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成22年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,597,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	33,978
3	繰越金	1 繰越金	1,014,744
4	諸収入	1 貸付金元利収入	2,549,040
		合計	3,597,762
	款	項	金額
1	中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	3,597,762
		2 中小企業高度化資金	1,626,344
		合計	1,971,418
	歳	出	3,597,762

平成22年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成22年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ568,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成22年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,320千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
2 歳入	他会計歳入金	414
3 繰越金	繰越金	90,762
4 諸収入	貸付金元利収入 雑収入	34,144 33,858 286
	合計	125,320

款	項	金額
1 林業・木材産業改善資金	林業・木材産業改善資金	125,320
	合計	125,320

平成22年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成22年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,239千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
2 繰入金	繰入金	1,239

(26-外 呼)

- (一時借入金)
 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。
 (歳出予算の流用)
 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	負担金	31,083
2 使用料及び手数料	使用料	84,548
4 財産収入	財産運用収入 財産売却収入	164,024 4,677 159,347
5 繰入金	他会計繰入金	232,192
6 繰越金	繰越金	1
7 諸収入	延滞金 雑収入	56,715 1 56,714
	合計	568,563
	款	金額
1 下関漁港地方卸売市場費	市場管理費 水産加工団地整備費	568,563 409,216 159,347
	合計	568,563

平成22年3月31日 水曜日

歳出 合計
1,213,523
(単位 千円)

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	197,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、償還資金について見立てを行い、直ちに当該利率に引き上げられる見込みがある場合は、直後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、条件による。

平成22年度公債管理特別会計予算

平成22年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,910,695千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 線	1 他会計繰入金	103,801,695	
	2 県債	23,109,000	
2 県	1 合計	126,910,695	
	2 県債	23,109,000	

(26-外 号)

平成22年度流域下水道事業特別会計予算

平成22年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,213,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	876,029	
	2 国庫補助金	37,000	
2 国庫支出金	1 他会計繰入金	102,889	
	2 雑入	605	
3 繰入金	1 合計	197,000	
	2 県債	197,000	
4 諸収入	1 合計	1,213,523	
	2 県債	1,213,523	
5 県	1 合計	1,213,523	
	2 県債	1,213,523	

(26-外 号)

平成22年3月31日 水曜日

電 気 事 業 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、 次 の と お り と 定 め る (資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 対 し 不 足 す る 額 920,574千 円 は、 当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金 2,915千 円、 過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金 915,181千 円 及 び 当 年 度 資 本 的 収 支 調 整 額 2,478千 円 で 補 っ て ん す る も の と す る。)。	
収 入	支 出
第1款 電 気 事 業 収 益	1,570,875千 円
第1項 営 業 収 益	1,564,691千 円
第2項 財 務 収 益	4,263千 円
第4項 事 業 外 収 益	1,918千 円
第5項 特 別 利 益	3千 円
第2款 電 気 事 業 費 用	1,425,276千 円
第1項 営 業 費 用	1,289,821千 円
第2項 財 務 費 用	81,992千 円
第4項 事 業 外 費 用	50,460千 円
第5項 特 別 損 失	3千 円
第6項 予 備 費	3,000千 円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額920,574千円は、当年度分損益勘定留保資金2,915千円、過年度分損益勘定留保資金915,181千円及び当年度資本的収支調整額2,478千円で補ってんするものとする。)	
第3款 資本的収入	1,000,929千 円
第3項 資本剰余金	926千 円
第4項 固定資産収入	1,000,001千 円
第5項 雑 収 入	2千 円
第4款 資本的支出	1,921,503千 円
第1項 建設費	7,858千 円
第2項 改良費	72,732千 円
第3項 投資	1千 円
第4項 償還金	237,812千 円
第5項 長期貸付金	1,600,000千 円
第6項 補助金返還金	100千 円
第8項 予 備 費	3,000千 円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)	

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 電 気 事 業 費 用 の 中、 営 業 費 用、 財 務 費 用 及 び 事 業 外 費 用 の 相 互 流 用 (議 会 の 議 決 を 経 ね ば 流 用 す る こ と の で き な い 経 費) 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。 職 員 給 与 費 424,830千 円 (たな卸資産購入限度額) 第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。 平成22年度工業用水道事業会計予算	第1款 工業用水道事業収益	7,320,900千 円
(総則)	第1項 営業収益	7,311,122千 円
第1条 平成22年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)	第2項 営業外収益	9,773千 円
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 (1) 年間総給水量 581,817,300m ³ (収益的収入及び支出)	第4項 事業外収益	2千 円
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	第5項 特別利益	3千 円
第2款 工業用水道事業費用	支 出	
第1項 営業費用	6,091,283千 円	
第2項 営業外費用	5,141,526千 円	
第4項 事業外費用	939,481千 円	
第5項 特別損失	174千 円	
第6項 予 備 費	102千 円	
(資本的収入及び支出)	第6項 予 備 費	10,000千 円
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的		

支出額に対し不足する額2,790,794千円は、当年度分損益勘定留保資金40,921千円、過年度分損益勘定留保資金2,662,876千円及び当年度資本的収支調整額86,997千円で補てんするものとする。)。

第3款 資本的収入		収	入
第1項 企業債		2,139,947千円	
第3項 長期借入金		1,144,000千円	
第4項 資本剰余金		361,361千円	
第5項 固定資産収入		559,184千円	
第6項 雑収入		1千円	
		75,401千円	

第4款 資本的支出		支	出
第1項 建設費		4,930,741千円	
第2項 改良費		208,300千円	
第3項 投資		1,844,408千円	
第4項 償還資金		1千円	
第7項 予備費		2,868,032千円	
		10,000千円	

(債務負担行為)
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約(計装設備工事)	平成22年度から平成24年度まで	1,000,000千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約(計装設備工事)	平成22年度から平成24年度まで	1,320,000千円	

(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法

小瀬川工業用水道改良資金	48,000千円	証券借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、利率見直し、方式で借り入れられる資金に於いては、直後において直に当該利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものただし、先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	363,000			
佐波川工業用水道改良資金	86,000			
厚東川工業用水道改良資金	406,000			
木屋川工業用水道改良資金	241,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費 765,031千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成22年度総合医療センター事業会計予算

(総則)
第1条 平成22年度山口県の総合医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 504床
- (2) 年 間 患 者 数 162,060人
- (3) 入 院 来 外 来 220,158人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数

(26-外 号)

入 院 外 来		444人 906人
(4) 主要な建設改良事業		
病院施設整備事業		141,748千円
医療器械器具及び備品購入		476,399千円
(収益的収入及び支出)		
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
収入		人
第1款 病院事業収益		11,306,339千円
第1項 医療収益		9,961,008千円
第2項 医療外収益		1,345,231千円
第3項 特別利益		100千円
支出		出
第1款 病院事業費用		11,293,889千円
第1項 医療費用		11,048,984千円
第2項 医療外費用		243,305千円
第3項 特別損失		600千円
第4項 予備費		1,000千円
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額671,072千円は、過年度分損益勘定留保資金670,269千円及び当年度資本的収支調整額803千円で補てんするものとする。)		
収入		人
第3款 資本的収入		1,034,273千円
第1項 企業債		581,000千円
第4項 負担金		413,080千円
第7項 寄付金		40,193千円
支出		出
第3款 資本的支出		1,705,345千円
第1項 建設改良費		618,147千円
第3項 企業債償還金		1,082,198千円
第6項 予備費		5,000千円
(企業債)		

平成22年3月31日 期末

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 病院施設整備事業
- 起債の目的 病院施設整備事業資金に充てるため
- 限度額 116,000千円
- 起債の方法 証券借入又は証券発行
- 利率 借入先と協議して定める利率
- 償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

- (2) 医療器械器具等整備
- 起債の目的 医療用器械等整備事業資金に充てるため
- 限度額 465,000千円
- 起債の方法 証券借入又は証券発行
- 利率 借入先と協議して定める利率
- 償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与と費 5,774,872千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,882,286千円と定める。

平成22年度こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度山口県のあるこころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 180床
- (2) 年間患者数 63,510人

平成22年3月31日 期末

外 来 28,072人
 (3) 一日平均患者数
 入 院 174人
 外 来 116人

(収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	収入	1,712,427千円
第1項 医業収益		1,310,943千円
第2項 医業外収益		401,484千円

第1款 病院事業費用	支出	1,826,843千円
第1項 医業費用		1,739,809千円
第2項 医業外費用		86,434千円
第3項 特別損失		100千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,548千円は、過年度分損益勘定留保資金29,532千円及び当年度資本的収支調整額16千円で補てんするものとする。)。

第3款 資本的収入	収入	39,699千円
第1項 企業債		8,000千円
第4項 負担金		31,699千円

第3款 資本的支出	支出	69,247千円
第1項 建設改良費		8,895千円
第3項 企業債償還金		60,352千円

(企業債)
 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 医療器具等整備
 起債の目的 医療用器械等整備事業資金に充てるため
 限度額 8,000千円

起債の方法 証書借入又は証券発行
 利率 借入先と協議して定める利率
 償還の方法 30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。
 (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。
 職員給与費 1,216,089千円
 (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、148,264千円と定める。

(二) 平成21年度山口県一般会計補正予算(第5号)

平成21年度山口県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,217,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767,480,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (継続費の補正)
 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
 (繰越明許費)
 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。
 (債務負担行為の補正)

平成21年度山口県一般会計補正予算(第5号)
 平成21年度山口県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,217,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767,480,114千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (継続費の補正)
 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
 (繰越明許費)
 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。
 (債務負担行為の補正)

報 告 書		平 成 22 年 3 月 31 日 末 現 在 状 況	
5 利子割精算金 収入	△11,900	48,000	36,100
6 雑 入	△931,100	5,681,303	4,750,203
15 県 債	11,306,500	120,527,800	131,834,300
1 県 債	11,306,500	120,527,800	131,834,300
合 計	△20,217,658	787,697,772	767,480,114
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 議 会 費	△15,181	1,394,264	1,379,083
2 総 務 費	△15,181	1,394,264	1,379,083
1 議 会 費	7,780,029	45,331,431	53,111,460
1 総務管理費	9,302,425	14,223,836	23,526,261
2 企画調整費	△1,074,574	15,299,392	14,224,818
3 徴 税 費	△303,704	10,820,759	10,517,055
4 市町村振興費	△145,906	1,596,737	1,450,831
5 選 挙 費	△117,158	968,980	851,822
6 防 災 費	230,996	1,387,267	1,618,263
7 統計調査費	△106,718	702,635	595,917
8 人事委員会費	△3,510	135,965	132,455
9 監査委員費	△1,822	195,860	194,038
3 民 生 費	△3,790,651	97,148,033	93,357,382
1 社会福祉費	△3,766,175	79,188,002	75,421,827
4 児童福祉費	128,430	15,906,557	16,034,987
7 生活保護費	2,686	1,597,128	1,599,814
8 災害救助費	△155,592	456,346	300,754
4 衛 生 費	1,670,985	26,058,411	27,729,396
1 公衆衛生費	△431,755	7,548,609	7,116,854
4 環境衛生費	△487,200	4,634,416	4,147,216
7 保健所費	△38,456	2,570,176	2,531,720
8 医薬院費	2,779,588	9,003,280	11,782,868
10 病院費	△151,192	2,301,930	2,150,738
5 勞 働 費	1,185,849	11,741,967	12,927,816
1 勞 政 費	△482,753	3,013,911	2,531,158
2 職業能力開発費	△426,936	1,553,711	1,126,775
6 農 林 水 産 業 費			
3 失業対策費	2,097,921	7,044,809	9,142,730
4 労働委員会費	△2,383	129,536	127,153
1 農 業 費	△5,245,796	50,935,729	45,689,933
2 畜 産 業 費	△381,705	11,144,227	10,762,522
3 農 地 費	△176,875	1,197,891	1,021,016
4 林 業 費	△2,234,211	15,423,736	13,189,525
5 水 産 業 費	△1,158,844	14,010,765	12,851,921
7 商 工 費	△1,294,161	9,159,110	7,864,949
1 商 業 費	△11,833,119	82,756,703	70,923,584
2 工 鉱 業 費	△95,669	2,408,899	2,313,230
3 観 光 費	△12,157,420	79,376,595	67,219,175
4 工業用水道費	△7,037	414,603	407,566
8 土 木 費	427,007	556,606	983,613
1 管 理 費	△1,034,097	120,761,767	119,727,670
2 道路橋りょう費	108,913	8,364,799	8,473,712
3 河川海岸費	1,935,688	48,997,996	50,933,684
4 港 湾 費	△1,620,714	27,685,934	26,065,220
5 都市計画費	△185,113	12,003,826	11,818,713
6 住 宅 費	△353,584	12,840,201	12,486,617
9 警 察 費	△919,287	10,869,011	9,949,724
1 警察管理費	34,922	40,326,943	40,361,865
2 警察活動費	87,035	37,543,429	37,630,464
10 教 育 費	△52,113	2,783,514	2,731,401
1 教育総務費	△893,832	146,387,723	145,493,891
2 小学校費	1,637,480	14,575,527	16,213,007
3 中学校費	△132,583	46,157,577	46,024,994
4 高等学校費	△104,881	27,926,523	27,821,642
7 特別支援学校費	△1,506,546	32,558,555	31,052,009
8 社会教育費	△427,589	12,322,075	11,894,486
9 保健体育費	△84,487	2,021,326	1,936,839
10 大学費	△44,752	1,519,593	1,474,841
11 学 事 費	49,058	1,094,533	1,143,591
	△279,532	8,212,014	7,932,482

11	250,000	11	250,000
12	250,000	12	250,000
13	300,000	13	300,000
14	494,912	14	494,912
15	198,000	15	198,000
16	280,382	16	280,382
17	327,028	17	327,028
18	225,000	18	225,000
19	270,000	19	270,000
20	300,000	20	300,000
21	300,000	21	290,000
22	3,123,500	22	152,700
23	4,915,178	23	7,895,978

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
1	議 会 費	1	議 会 調 整 費	50,948
2	總 務 費	2	企 画 調 整 費	4,515
			事務局運営費	
			消費者保護対策費	
			総合調整費	71,713
			国民体育大会準備費	50,201
			スポーツ交流ゾーン整備費	784,661
			離島辺地等振興対策費	164,832

3	民 生 費	1	社 会 福 祉 費	113,376
			輸送力増強対策費	48,240
			防災体制整備拡充費	525,809
			消防学校教育費	35,000
			身体障害者療護施設運営費	118,687
			知的障害者更生施設運営費	76,612
			障害者自立支援対策費	179,775
			老人福祉施設整備費補助	367,400
			介護保険対策費	761,929
			児童健全育成対策費	248,579
			肢体不自由児療護施設運営費	102,018
			感染症予防費	82,359
4	衛 生 費	1	公 衆 衛 生 費	101,371
			予防接種費	
			環境推進費	111,659
			入老地医療対策費	4,745
5	勞 働 費	2	職 業 能 力 開 発 費	65,000
			単県農山漁村整備事業費	549,288
6	農 林 水 産 業 費	1	農 業 費	58,099
			畜産基盤整備費	589,680
			広域営農団地農道整備事業費	239,610
			基幹農道整備事業費	651,804
			経営体育成基盤整備事業費	558,676
			県営中山間地域総合整備事業費	137,600
			県営農村振興総合整備事業費	67,812
			農業集落排水事業費	

4	学校施設等災害復旧費	県立学校施設災害復旧事業費 県有施設災害復旧事業費	9,795 17,814
合	計		46,562,762

(外一26)

第4表 債務負担行為補正追加

事項	期間	限度額	償還方法
1 道路改良事業の年度を超える工事を一括契約すること。大田給堂道(国道490号大田給堂道)路	平成22年度	1,500,000千円	元利均等半年賦又は元金前半年賦30年以内の償還方法による。
2 地域活力基盤創造交付金事業の年度を超える用地取得等を一括契約すること。(宇部湾岸線)	平成21年度から平成23年度まで	414,000千円	元利均等半年賦又は元金前半年賦30年以内の償還方法による。

第5表 地方債補正追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職員公舎等年次購入事業	420,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の低い方式で借り入れた後、当該利率に引き上げを行うこととする。	元利均等半年賦又は元金前半年賦30年以内の償還方法による。
消防学校運営事業	30,500			
萩美術館整備事業	1,487,600			
単独河川改修事業	524,300			
自然災害防止事業(河川)	80,000			
自然災害防止事業(海岸)	28,000			
自然災害防止事業(砂防)	502,700			
警察職員住宅管理事業	228,400			

平成22年3月31日 水曜日

施設改造事業	補正		補正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
施設改造事業	227,800	証書借入又は証券発行	28,100	証書借入又は証券発行
教職員福利厚生事業	1,792,500		4,388,000	
教職員住宅管理事業	235,700		61,200	
特別支援学校施設整備事業	81,000		134,400	
直轄災害復旧事業負担金	17,200		21,500	
減収補てん債	12,100,000		13,000	
計	17,756,300		384,700	

2 変更

起債の目的	補正		補正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
防災体制整備拡充事業(総務)	25,000	証書借入又は証券発行	28,100	証書借入又は証券発行
退職手当給付事業(総務)	4,289,000		4,388,000	
県立身体障害者福祉施設整備事業	152,000		61,200	
老人福祉施設整備事業	134,000		134,400	
児童自立支援施設整備事業	31,000		21,500	
児童相談所事業	14,000		13,000	
災害援護資金貸付金	166,000		5,000	
職業能力開発校整備事業	186,000		102,300	
県営かんがい排水改良事業	26,000		23,600	
広域営農団地農道整備事業	1,081,000		931,700	
基幹農道整備事業	219,000		245,400	
経営体育成基盤整備事業	621,000		387,700	
県営中山間地域総合整備事業	443,000		384,700	

豊岡農村振興総合整備事業	87,000	79,400	104,000	149,700	
ふるさと農道緊急整備事業	117,000	130,100	6,263,000	4,170,300	
豊岡老朽ため池整備事業	143,000	291,000	166,000	130,500	
地すべり対策事業(農林)	573,000	203,300	5,915,000	6,288,700	
豊岡海岸保全施設整備事業	234,000	168,800	9,553,000	10,218,300	
湛水防除事業	11,000	10,300	1,019,000	510,000	
広域基幹林道開設事業	325,000	306,500	315,000	621,300	
ふるさと林道緊急整備事業	91,000	101,200	110,000	100,000	
一般治山事業	666,000	586,300	270,000	300,000	
水源地域緊急整備事業	648,000	560,600	1,350,000	1,323,600	
保安林改良事業	196,000	161,800	1,029,000	998,000	
保全林整備事業	13,000	16,300	1,293,000	919,100	
保安林保育事業	2,000	1,900	332,000	307,400	
林地荒廃防止事業	91,000	97,300	1,149,000	1,195,200	
小規模治山事業	30,000	69,900	120,000	123,600	
地域水産物供給基盤整備事業(漁港)	69,000	91,800	24,000	36,800	
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	370,000	179,400	32,000	53,200	
漁港・海岸保全施設整備事業	100,000	90,000	131,000	136,100	
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	224,000	200,900	35,000	30,200	
水産資源環境整備事業	54,000	48,600	949,000	794,500	
舗装補修事業	124,000	90,000	1,100,000	1,013,600	
地域活力基盤創造交付金事業(道路)	2,944,000	5,360,600	294,000	261,000	
単独道路舗装事業	264,000	468,000	74,000	0	
単独道路災害防除事業	127,000	304,000	946,000	981,000	
単独路側整備事業			104,000	149,700	
道路改良事業			6,263,000	4,170,300	
道路特殊改良事業			166,000	130,500	
単独道路改良事業			5,915,000	6,288,700	
道路直轄事業負担金(道路管理者分)			9,553,000	10,218,300	
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)			1,019,000	510,000	
橋りょう補修事業			110,000	100,000	
単独橋りょう補修事業			270,000	300,000	
広域河川改修事業			1,350,000	1,323,600	
周防高潮対策事業			1,029,000	998,000	
河川災害関連事業			1,293,000	919,100	
河川直轄事業負担金			332,000	307,400	
錦川総合開発事業			1,149,000	1,195,200	
深川川総合開発事業			120,000	123,600	
堰堤改良事業			24,000	36,800	
河川総合開発直轄事業負担金			32,000	53,200	
高潮対策事業			131,000	136,100	
侵食対策事業			35,000	30,200	
通常砂防事業			949,000	794,500	
災害関連緊急砂防事業			1,100,000	1,013,600	
地すべり対策事業(建設)			294,000	261,000	
災害関連緊急地すべり対策事業			74,000	0	
急傾斜地崩壊対策事業			946,000	981,000	

(号 外-26)

災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	115,000	57,300
砂防直轄事業負担金	100,000	73,300
港湾改修事業	507,000	563,300
港湾既存施設有効活用促進事業	422,000	461,700
港湾環境整備事業	67,000	60,800
港湾直轄事業負担金	1,664,000	1,585,800
海岸防災事業	2,452,000	2,420,700
空港建設事業	976,000	979,400
都市計画街路整備事業	318,000	219,300
地域活力基盤創造交付金事業(街路)	283,000	489,600
単独都市計画街路整備事業	1,189,000	1,975,200
都市公園整備事業	1,238,000	1,279,000
公営住宅建設事業	1,514,000	1,362,900
警察施設耐震化緊急整備事業	2,168,000	1,631,500
交通安全施設整備事業(公安委員会分)	127,000	96,000
退職手当給付事業(警察)	211,000	301,800
大規模改造事業	2,234,000	2,171,000
退職手当給付事業(教育)	796,000	639,700
県立大学運営事業	1,652,000	1,238,000
土木過年度補助災害復旧事業	10,000	1,000
土木過年度単独災害復旧事業	18,000	12,400
土木現年度補助災害復旧事業	24,000	15,500
土木現年度単独災害復旧事業	3,163,000	1,740,500
	284,000	156,700

補助港湾災害復旧事業	116,000	19,800		
県立学校施設災害復旧事業	85,000	18,400		
農地災害復旧事業	10,000	0		
治山施設災害復旧事業	16,000	8,900		
県有施設災害復旧事業	160,000	55,500		
臨時財政対策債	48,800,000	46,120,500		
計	119,212,000	112,762,200		

平成21年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成21年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,312千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 歳 入	金	1 他会計繰入金	1,688	860	2,548
2 繰 越 金	金		1,688	860	2,548
			150,605	78,000	228,605
			150,605	78,000	228,605
3 諸 収 入	金	1 繰 越 金	△158,605	313,126	154,521
		1 貸付金元利収 入	△158,605	313,126	154,521
歳 入	合 計		△6,312	391,986	385,674
歳 出	合 計		△6,312	391,986	385,674
款 出	項 計		△6,312	391,986	385,674
1 母子寡婦福祉資金			△6,312	391,986	385,674

平成22年3月31日 水曜日

平 口 帳 簿

歳 出	1 母子寡婦福祉 資金	△6,312	391,986	385,674
合 計		△6,312	391,986	385,674

平成21年度農業改良資金特別会計補正予算 (第1号)

平成21年度山口県の農業改良資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,861千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款 入	項 入	補 正 額	補正前の額	計
-----	-----	-----	-------	-------	---

2 繰 入 金
1 他会計繰入金
△1,780 18,045 16,265

3 繰 越 金
△13,961 166,695 152,734

4 諸 収 入
1 繰 越 金 △13,961 166,695 152,734
1 貸付金元利収 入 1,380 50,480 51,860
1 貸付金元利収 入 1,588 50,204 51,792

5 借 入 債
2 雑 入 △208 276 68
1 借付金元利収 入 △2,500 32,500 30,000

歳 入 合 計 △16,861 267,720 250,859

歳 出 合 計 △16,861 267,720 250,859

1 農業改良資金
補 正 額 補正前の額 計
△16,861 267,720 250,859

歳 出 合 計 △16,861 267,720 250,859

第2表 地方債補正
合 計 △16,861 267,720 250,859 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		前		補 正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法		利率
農 業 改 良 資 金	2,500	政府無利 算貸付 方法に よる。	無 利 息	国の定め による。	0			

平成21年度中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号)

平成21年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,064,142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,917,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款 入	項 入	補 正 額	補正前の額	計
-----	-----	-----	-------	-------	---

2 繰 入 金
1 他会計繰入金
△21,938 38,807 16,869

3 繰 越 金
△21,938 728,051 1,681,575

4 諸 収 入
1 繰 越 金 △21,938 728,051 1,681,575
1 貸付金元利収 入 728,051 953,524 1,681,575
1 貸付金元利収 入 △2,770,255 3,989,793 1,219,538

1 貸付金元利収 入 △2,771,067 3,989,793 1,218,726

歳 入 合 計 △2,064,142 4,982,124 2,917,982

歳 出 合 計 △2,064,142 4,982,124 2,917,982

1 中小企業近代化
資金
補 正 額 補正前の額 計
△2,064,142 4,982,124 2,917,982

1 中小企業設備
近代化資金 714,485 1,561,689 2,276,174
2 中小企業高度
化資金 △2,778,627 3,420,435 641,808

平成21年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金		△4	518	514
	1 他会計繰入金	△4	518	514
3 繰 越 金		68,085	95,020	163,105
	1 繰 越 金	68,085	95,020	163,105
4 諸 収 入		△2,623	29,523	26,900
	1 貸付金元利収 入	△2,144	28,952	26,808
	2 雑 入	△479	571	92
歳 入 合 計		65,458	125,061	190,519
歳 出 合 計		65,458	125,061	190,519
歳 入 合 計		65,458	125,061	190,519
歳 出 合 計		65,458	125,061	190,519

平成21年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ957千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

（平 外—26）

平成21年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

平成21年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ174,445千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
2 使用料及び手数料		△14,140	91,437	77,297
	1 使 用 料	△14,140	91,437	77,297
4 財 産 収 入		△159,066	163,506	4,440
	1 財産運用収入	281	4,159	4,440
	2 財産売却収入	△159,347	159,347	0
5 繰 入 金		△4,801	242,745	237,944
	1 他会計繰入金	△4,801	242,745	237,944
6 繰 越 金		3,104	1	3,105
	1 繰 越 金	3,104	1	3,105
7 諸 収 入		458	57,211	57,669
	1 延 滞 金	△1	1	0
	3 雑 入	459	57,210	57,669
歳 入 合 計		△174,445	585,983	411,538
歳 出 合 計		△174,445	585,983	411,538
歳 入 合 計		△174,445	585,983	411,538
歳 出 合 計		△174,445	585,983	411,538
1 下関漁港地方卸 売市場費		△174,445	585,983	411,538
	2 市場管理費	△15,098	426,636	411,538
	3 水産加工団地 整備費	△159,347	159,347	0
歳 出 合 計		△174,445	585,983	411,538

平成22年3月31日 水曜日

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△957	1,237	280
歳 入 出 合 計		△957	1,237	280
歳 出	項	補 正 額	補正前の額	計
1 沿岸漁業改善資 金	1 沿岸漁業改善 資金	△957	101,237	100,280
歳 出 合 計		△957	101,237	100,280

平成21年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ367,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,771,548千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	△556,083	5,134,335	4,578,252
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△1,774	5,119	3,345
3 繰 越 金	1 繰 越 金	189,950	1	189,951
歳 入 出 合 計		△367,907	5,139,455	4,771,548
歳 出	項	補 正 額	補正前の額	計

1 当せん金付証券 発売事業費

△367,907	5,139,455	4,771,548	
1 発 売 諸 費	△1,774	5,119	3,345
2 繰 出 金	△366,133	5,134,336	4,768,203
歳 出 合 計	△367,907	5,139,455	4,771,548

平成21年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成21年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ575,222千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,338,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	△919,247	6,913,836	5,994,589
2 繰 越 金	1 繰 越 金	344,025	1	344,026
歳 入 出 合 計		△575,222	6,913,837	6,338,615
歳 出	項	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 出 金	1 繰 出 金	△575,222	6,913,837	6,338,615
歳 出 合 計		△575,222	6,913,837	6,338,615

平成21年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳出	補正額	補正前の額
1 財産収入		△2,809	6,215
1 財産運用収入		△2,809	6,215
歳入	合計	△2,809	6,215
歳出			
1 土地取得事業費			
1 土地取得基金		△2,809	6,215
1 土地取得基金管理費			
歳出	合計	△2,809	6,215
合計			3,406

平成21年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成21年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
 - 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,368千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,371,551千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- (繰越明許費)
 - 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
- (地方債の補正)
 - 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳出	補正額	補正前の額
1 分担金及び負担金		1,863	873,047
1 負担金		1,863	873,047
3 繰入金		△30,675	111,872
1 他会計繰入金		△30,675	111,872
合計			874,910

4 諸収入		2 雑収入		8 使用料及び手数料	
歳入	歳出	補正額	補正前の額	補正額	補正前の額
1 流域下水道事業費		△9,368	1,380,919	17	0
1 流域下水道事業費		△9,368	1,380,919	17	0
歳入	合計	△9,368	1,380,919	17	0
歳出					
合計			1,371,551		17

款	項	事	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	流域下水道施設維持管理費	39,585
		流域下水道整備事業費	60,000
合計			99,585

第3表 地方債補正 変更 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
流域下水道事業	211,000	証書借入又は借入券発行 年8.0%以内 元利均等返済 30年以内	230,100	証書借入又は借入券発行 年8.0%以内 元利均等返済 30年以内

		は、当該見直し後の利率による。		は、当該見直し後の利率による。
--	--	-----------------	--	-----------------

平成21年度公債管理特別会計補正予算 (第1号)

平成21年度山口県の公債管理特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ616,640千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,546,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 入 金		1 他会計繰入金	△616,640	100,510,618	99,893,978
歳 入 合 計			△616,640	149,163,618	148,546,978
歳 出					
1 公 債 費		1 公 債 費	△616,640	149,163,618	148,546,978
歳 出 合 計			△616,640	149,163,618	148,546,978

平成21年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)

平成21年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ56,872千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,143,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り

越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料		1 使用料	△36,628	1,506,487	1,469,859
2 寄 付 金		1 寄 付 金	37,776	699,130	736,906
3 繰 越 金		1 繰 越 金	8,583	699,130	736,906
4 諸 収 入		1 雑 収 入	△403	54,268	53,865
5 県 債		1 県 債	△66,200	1,940,200	1,874,000
歳 入 合 計			△66,200	1,940,200	1,874,000
歳 出					
1 港湾整備事業費		1 港 湾 費	△56,872	4,200,086	4,143,214
歳 出 合 計			△56,872	4,200,086	4,143,214

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金 額
1 港湾整備事業費	1 港 湾 費	港湾整備費		109,000

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 前 限 度 額	起 債 の 方 法	補 正 後 限 度 額	起 債 の 方 法

港 湾 整 備 事 業	1,940,200	借入金又は証券発行によるもので、年8.0%以内の利率に おいては、直ちに 見直し利率による。	元均等償還方式によるもので、年8.0%以内の利率に おいては、直ちに 見直し利率による。	借入金又は証券発行によるもので、年8.0%以内の利率に おいては、直ちに 見直し利率による。	元均等償還方式によるもので、年8.0%以内の利率に おいては、直ちに 見直し利率による。
-------------	-----------	--	--	--	--

平成21年度電気事業会計補正予算 (第2号)

(総則)
第1条 平成21年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)
第2条 平成21年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「182,459,000KWH」を「139,450,000KWH」に改める。
(収益的収入及び支出)
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	△59,288千円	1,576,124千円	1,516,836千円
第1項 営業収益	△72,210千円	1,568,312千円	1,496,102千円
第2項 財務収益	△2,658千円	7,535千円	4,877千円
第4項 事業外収益	16千円	274千円	290千円
第5項 特別利益	15,564千円	3千円	15,567千円
科 目	支	出	計
第2款 電気事業費用	補正予定額	既決予定額	
第1項 営業費用	10,269千円	1,438,558千円	1,448,827千円
第4項 事業外費用	9,106千円	1,293,256千円	1,302,362千円
(資本的収入及び支出)	1,163千円	49,194千円	50,357千円
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,367,969千円)」			

円は、当年度分損益勘定留保資金27,056千円、過年度分損益勘定留保資金1,335,330千円及び当年度資本的収支調整額5,583千円で補てんするものとする。)を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額816,167千円は、過年度分損益勘定留保資金761,377千円、減価積立金49,334千円及び当年度資本的収支調整額5,456千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	542,849千円	2,014千円	544,863千円
第3項 資本剰余金	228千円	1,154千円	1,382千円
第4項 固定資産収入	540,982千円	1千円	540,983千円
第5項 雑収入	1,639千円	859千円	2,498千円
科 目	支	出	計
第4款 資本的支出	補正予定額	既決予定額	
第1項 建設費	△8,953千円	1,369,983千円	1,361,030千円
第2項 改良費	△1,608千円	9,058千円	7,450千円
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)	△7,345千円	122,037千円	114,692千円
第5条 予算第7条中「職員給与費425,040千円」を「職員給与費420,429千円」に改める。			

平成21年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)
第1条 平成21年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)
第2条 平成21年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「581,386,600m³」を「581,817,300m³」に改める。
(収益的収入及び支出)
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	17,737千円	8,101,979千円	8,119,716千円
第1項 営業収益	△6,765千円	8,071,841千円	8,065,076千円

第2項 営業外収益	13,526千円	30,133千円	43,659千円
第4項 営業外収益	10,976千円	2千円	10,978千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 工業用水道事業費用	△54,449千円	6,172,603千円	6,118,154千円
第1項 営業費用	△68,142千円	5,083,819千円	5,015,677千円
第2項 営業外費用	△23,187千円	1,078,508千円	1,055,321千円
第4項 事業外費用	10,738千円	174千円	10,912千円
第5項 特別損失	26,142千円	102千円	26,244千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,856,600千円は、当年度分損益勘定留保資金952,035千円、過年度分損益勘定留保資金1,805,121千円及び当年度資本的収支調整額9,444千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,822,191千円は、過年度分損益勘定留保資金894,681千円、減債積立金2,854,501千円及び当年度資本的収支調整額73,009千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△151,501千円	2,724,584千円	2,573,083千円
第1項 企業債	△528,000千円	1,494,000千円	966,000千円
第3項 長期借入金	427,007千円	556,606千円	983,613千円
第4項 資本剰余金	△24,894千円	519,860千円	494,966千円
第5項 固定資産収入	2,016千円	1千円	2,017千円
第6項 雑収入	△27,630千円	154,117千円	126,487千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	814,090千円	5,581,184千円	6,395,274千円
第1項 建設費	△20,300千円	238,300千円	238,000千円
第2項 改良費	△349,264千円	2,167,096千円	1,817,832千円
第4項 償還金	1,185,879千円	3,135,795千円	4,321,674千円
第5項 補助金返還金	△2,225千円	9,992千円	7,767千円

(企業債)
 第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 限度額	起債の方法 利率 償還の方法	補 限度額	起債の方法 利率 償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 43,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	千円 42,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済
周南工業用水道改良資金	150,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	138,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済
富田夜市川工業用水道改良資金	300,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	283,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済
佐波川工業用水道改良資金	211,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	106,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済
佐波川第2期工業用水道改良資金	90,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	39,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済
厚東川工業用水道改良資金	500,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	188,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済
木屋川工業用水道改良資金	200,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済	170,000	証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
 第6条 予算第9条中「職員給与費766,240千円」を「職員給与費758,305千円」に改める。

平成21年度総合医療センター事業会計補正予算 (第3号)

(総則)
 第1条 平成21年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 平成21年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院170,090人」を「入院162,725人」に、「外来211,508人」を「外来220,172人」に、同条第3号中「入院466人」を「入院446人」に、「外来874人」を「外来902人」に、同条第4号中「病院施設整備事業196,928千円」を「病院施設整備事業174,611千円」に、「医療器械器具及び備品購入405,000千円」を「医療器械器具及び備品購入359,900千円」に改める。
 (収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
 収 入

